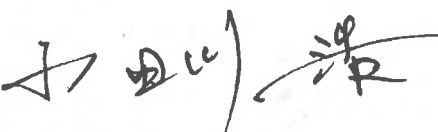


つくばみらい市規則第 10 号

つくばみらい市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

つくばみらい市長 

つくばみらい市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

つくばみらい市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年つくばみらい市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 8 号中「期間」の次に「(当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる会計年度任用職員にあっては、一の年の 6 月から 10 月までの期間)」を加える。

第 5 条第 2 項第 2 号中「小学校」を「中学校」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。